

宮城県過疎地域等政策支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県内の過疎地域、振興山村地域及び離島地域（以下「過疎地域等」という。）の活性化を図るために配置する宮城県過疎地域等政策支援員（以下「支援員」という。）の業務等に関し必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 支援員は、宮城県（以下「県」という。）があらかじめ指定する過疎地域等を有する市町村の区域内において、市町村、地域住民、事業者等と連携し、次に掲げる業務について、市町村施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援業務に従事する。

なお、過疎地域を有しない市町村の支援業務に従事する場合は、過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えない範囲で行うものとする。

- イ 産業振興
- ロ 地域における情報化
- ハ 地域公共交通の確保
- ニ 生活環境の整備
- ホ 子育て環境の確保
- ヘ 高齢者等の保健・福祉
- ト 医療の確保
- チ 教育の振興
- リ 集落の整備
- ヌ 地域文化の振興
- ル 再生可能エネルギーの利用推進
- ヲ その他、過疎地域等市町村の持続的発展の支援に関すること

(委嘱)

第3条 支援員は、次の各号の要件を満たす者の中から、知事が委嘱する。

- (1) 地域の実情に精通した者、地域づくりへの関心が高い者又は地域の活性化に意欲があり地域の特性を尊重して地域住民と積極的にコミュニケーションをとることができる者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (3) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第3号及び第4号に該当しない者

(業務の実施方法)

第4条 県は、支援員の派遣について、雇用又は業務委託により行うものとする。

(委嘱期間)

第5条 支援員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、更新（年度単位）を妨げない。

(報酬等)

第6条 支援員が業務に従事した場合は、予算の範囲内において、報酬又は謝金及び費用弁償を支給するものとする。この場合において、報酬又は謝金の額については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識・技術及び職務経験等の要素を考慮して定める。ただし、業務委託により実施する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第8条 知事は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、支援員を解嘱することができる。

- (1) 自ら解嘱を申し出たとき
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (3) 心身の故障のため、支援員としての活動に支障があり、またはこれに堪えないとき
- (4) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が支援員としてふさわしくないと認めるとき

(県の役割)

第9条 県は、支援員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 支援員の活動に関するコーディネート
- (2) 市町村との調整
- (3) その他、支援員の円滑な活動に必要なこと

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。